

被保証人名称・住所等変更届出書

千葉県信用保証協会 御中

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届出します。住所

被保証人の顧客番号を記入してください。

被保証人名または
金融機関本支店名
代表者名

担当者 電話番号 () —

顧客番号	<input type="text"/>	担当者	電話番号 () —
被保証人 (変更前)	フリガナ 住所 フリガナ 氏名・法人名		

変更事項	変更後
(該当するものに○印を付けてください) 1 氏名・法人名 2 住所 3 電話番号 4 代表者 5 組織 6 合併 7 連帯保証人の死亡 8 その他 ()	
変更・訂正理由	

※会社分割、成年後見、流動資産担保融資保証の第三債務者の変更および特定社債保証については、別途専用の届出書をご利用ください。

※保証申込・条件変更申込等、他の手続で申告済の場合は不要です。

変更事項	添付書類・注意事項
1. 氏名・法人名	個人…「戸籍謄(抄)本」、法人…「商業登記簿謄(抄)本」
2. 住所	個人…「住民票」又は「印鑑証明書」、法人…「商業登記簿謄(抄)本」 ※取扱店舗に変更がある場合は、別途保証付債権移管届を提出してください。(取扱店舗の変更 1. 有 2. 無)
4. 代表者	前代表者辞任、新代表者就任の確認できる「商業登記簿謄(抄)本」「法人印鑑証明書」「個人情報の取扱いに関する同意書」 ※連帯保証人の変更を行う場合、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。 ※すでに包括同意をご提出いただいている場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出は不要です。
5. 組織	「商業登記簿謄(抄)本」 ※法人成り等、債務引受が必要な場合、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。
6. 合併	合併が記載された「商業登記簿謄本」、合併により閉鎖された「商業登記簿謄本」 ※被保証人が他の会社を吸収する場合届出は不要です。
7. 連帯保証人の死亡	死亡された方の「除籍謄本」 ※民法第465条の4第1項第3号の規定により、保証人が死亡したときは当該保証人との根保証契約における主たる債務の元本が確定します。直ちに根保証の貸出中止が必要になりますのでご注意ください。 ※連帯保証人の変更を行う場合、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。

協会専用欄

検印
<input type="text"/>

担当者
<input type="text"/>

連帯保証人名称・住所等変更届出書

千葉県信用保証協会 御中

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届出します。

住 所

被保証人の顧客番号を記入してください。

被保証人名または
金融機関本支店名
代表者名

担当者 電話番号 () -

被保証人		変更する連帯保証人(変更前をご記入ください)	
顧客番号		フリガナ	住所
被保証人名		フリガナ	氏名・法人名

変更事項	変更後
(該当するものに○印を付けてください)	
1 氏名・法人名	
2 住 所	
3 電 話 番 号	
4 組 織	
5 合 併	
6 死 亡	
7 そ の 他	
()	
変更・訂正理由	

※会社分割、成年後見、流動資産担保融資保証の第三債務者の変更および特定社債保証については、別途専用の届出書をご利用ください。

※保証申込・条件変更申込等、他の手続で申告済の場合は不要です。

変更事項	添付書類・注意事項
1. 氏名・法人名	個人…「戸籍謄(抄)本」、法人…「商業登記簿謄(抄)本」
2. 住所	個人…「住民票」又は「印鑑証明書」、法人…「商業登記簿謄(抄)本」 ※取扱店舗に変更がある場合は、別途保証付債権移管届を提出してください。(取扱店舗の変更 1. 有 2. 無)
4. 組織	「商業登記簿謄(抄)本」
5. 合併	合併が記載された「商業登記簿謄本」、合併により閉鎖された「商業登記簿謄本」 ※連帯保証人が他の会社を吸収する場合届出は不要です。
6. 死亡	死亡された方の「除籍謄本」 ※民法第465条の4第1項第3号の規定により、保証人が死亡したときは当該保証人との根保証契約における主たる債務の元本が確定します。直ちに根保証の貸出中止が必要になりますのでご注意ください。 ※連帯保証人の変更を行う場合、条件変更を提出してください。その場合、本書の提出は省略できます。

協会専用欄

検印

担当者